

令和7年  
2月号

# 濱田会計事務所通信

令和7年2月3日発行 Vol.90

令和7年も早くも1ヶ月が経過し、2月となりました。2月の代表的な和風月名は『如月（きさらぎ・じよげつ）』ですが、他に『令月（れいげつ）』とも呼ばれ、令月には何をすることも良い月、めでたい月という意味があります。

万葉集にある「初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す」という一節から引用され、『令』の字が使われている令和の年号は「春の訪れを告げる梅の花のように、明日への希望と共に、一人ひとりが大きく花を咲かせられる日本でありたい」という当時の安部首相の願いが込められているそうです。



神戸ルミナリエ 2024.1.25

## 公的年金控除とは！？

公的年金を受け取る場合、収入から一定額の控除を受ける事が出来ます。

これを公的年金控除と言います。

公的年金とは次のものです。

- (1) 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
  - (2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金
  - (3) 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金
  - (4) 外国の法令に基づく保険または共済に関する制度で(1)に掲げる法律の規定による社会保険または共済制度に類するものに基づいて支給を受ける年金
- 尚、生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金などは公的年金等には該当しません。

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 公的年金等に係る雑所得の金額	
65歳未満	60万円以下		0円
	60万円超 130万円未満	収入金額の合計額	- 60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額の合計額	× 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額	× 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額	× 0.95 - 145万5千円
65歳以上	1,000万円以上	収入金額の合計額	- 195万5千円
	110万円以下		0円
	110万円超 330万円未満	収入金額の合計額	- 110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額の合計額	× 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額	× 0.85 - 68万5千円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額	× 0.95 - 145万5千円	
1,000万円以上	収入金額の合計額	- 195万5千円	

控除額は年齢やその人の合計所得金額により異なります。

例えば年齢が65歳以上で公的年金以外の所得がない人は、公的年金収入が110万円までならば、所得は発生しないという事になります。



公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額		(b) 公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満	50万円以下		0円
	50万円超	130万円未満	収入金額の合計額 - 50万円
	130万円以上	410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 - 17万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 - 58万5千円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 - 135万5千円
65歳以上	100万円以下		0円
	100万円超	330万円未満	収入金額の合計額 - 100万円
	330万円以上	410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 - 17万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 - 58万5千円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 - 135万5千円
	1,000万円以上		収入金額の合計額 - 185万5千円

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超			
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額		(b) 公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満	40万円以下		0円
	40万円超	130万円未満	収入金額の合計額 - 40万円
	130万円以上	410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 - 125万5千円
65歳以上	90万円以下		0円
	90万円超	330万円未満	収入金額の合計額 - 90万円
	330万円以上	410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上	770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 - 125万5千円
	1,000万円以上		収入金額の合計額 - 175万5千円

最近話題の iDeCo ですが、年金形式で受け取る場合は、公的年金扱いとなり公的年金控除を受ける事が出来ます。例えば 65 歳以上で厚生年金と合わせて年間 400 万円の公的年金を受け取っている場合、公的年金所得の金額は 400 万円×0.75 - 275,000 円 = 2,725,000 円 となり 1,275,000 円の公的年金控除を受ける事が出来ます。iDeCo は掛金の納付時に納付額が小規模企業共済等掛金控除として支払った年の所得から控除され、受取時は公的年金控除を受ける事が出来るため、税制上優遇されています。ただし、公的年金控除は優遇され過ぎとの声もあり、今後は見直しも検討されています。将来この控除を受ける事が保証されている訳ではありませんので、ご留意下さい。



## \* お客様紹介 \*

### 株式会社 GLIDE 様

新車から中古車までお取り扱いある自動車販売業をされています。特に HIACE は在庫・展示台数地域No.1 で、グレードだけに捉われず商用から乗用、プライベート仕様や職人仕様まで幅広い商品ラインナップにより様々なニーズにお応えできるとの事。

昨年は、プロデューサー・演出家のマッコイ斎藤様の『カスタムハイエース』を手がけられ話題になりました。おもてなしの心溢れる社長ご夫妻であり、社員の皆様も笑顔が絶えず素敵な会社です。HP も YouTube も充実していらっしゃるのでは是非ご覧下さい。



- 【事業】自動車販売業
- 【住所】兵庫県高砂市竜山 1 丁目 6-21
- 【電話】079-497-5401
- 【HP】<https://www.glide.fit/>



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : [info@hamadakaikei.jp](mailto:info@hamadakaikei.jp)  
URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料  
メールマガジン  
登録はこちら

